

様式4 構造計算適合性判定チェックリスト

構造計算適合性判定の対象となる建築物（構造上の棟ごとに判定）

規模	法令	構造ごとの規模等					判定の要否		
60mを超えるもの	法20条1号	国土交通大臣の認定					-	不要	
大規模な建築物(高さが60m以下のもの)	法20条2号	木造でH13m又は軒高9m超え	令81条2項	第1号 31m超	イ. 第1款の2(保有水平耐力計算)	要	-		
		S造で地階を除き、4階以上			イ. 大臣が定める基準(未公布)				
		RC造又はSRC造で高さ20m超え			ロ. 第1款の3(限界耐力計算)				
					第2号 31m以下	イ. 第1款の4(許容応力度計算)	要	-	
			地階を除く組積造又は補強CB造で4階以上					要	-
			地階を除くS造でH13m又は軒高9m超え					要	-
			RC造とSRC造とを併用するもので高さ20m超え					要	-
			木造、組積造、補強CB造、鉄骨造のうち二以上を併用する建築物			地階を除く4階以上	要	-	
			木造、組積造、補強CB造、鉄骨造のうち一以上をRC造若しくはSRC造とを併用する建築物			H13m又は軒高9m超え	要	-	
		法20条2号 令36条の2	第5号大臣が指定する建築物 (H19国交告593号)	地階を除く鉄骨造で3階以下(薄板軽量形鋼造及びCFT造を除く。)	第1号	イ 右記以外のもの	(1) 柱相互の間隔が6m以下	要	-
ロ 右記以外のもの	(2) 延べ面積500㎡以内								
ハ 右記以外のもの	(3) 地震力C0 0.3で令82条第1号~第3号を計算及び冷間成形角型鋼管への配慮。								
					(4) 筋かいの端部及び接合部の破断防止	要	-		
					(1) 地階を除く2階以下	要	-		
					(2) 柱相互の間隔が12m以下				
					(3) 延べ面積500㎡以内(平屋3,000㎡以内)				
					(4) イ(3)及び(4)の規定に適合	要	-		
					(5) 令82条の6第2号ロ(偏心率)の規定に適合	要	-		
					(6) 柱若しくははり又は接合部、柱脚の破断防止。基礎の破壊防止	要	-		
					規則1条の3の規定により、認定された建築物又はその部分	要	-		

			RC 造又はSRC造で高さ20m以下（HFW造、WRC造、RC組積造を除く。） （併用）	第2号	イ、 右記以外のもの	(1)地上部分の各階の耐力壁並びに柱及び耐力壁以外のRC造又はSRC造の壁の水平断面積の算定 $2.5 A_w + 0.7 A_c Z W A_i$ (2)令82条第1号～第3号までに規定する構造計算 $Q D = \min \{ Q L + n Q E, Q_0 + Q_y \}$	要	-	
			木造、組積造、補強CB造、鉄骨造のうち二以上を併用する建築物	右記以外のもの	第3号	イ	地階を除く3階以下	要	-
			木造、組積造、補強CB造、鉄骨造のうち一以上をRC造若しくはSRC造とを併用する建築物			口	H13m又は軒高9m以下		
						ハ	延べ面積500㎡以内		
						ニ	S造の構造部分を有する階が第1号イ(1)、(3)及び(4)に適合		
					ホ	RC造及びSRC造の構造を有する階 2号イに適合			
			木造とRC造を併用する建築物	右記以外のもの	第4号	イ	地階を除く2階・3階以下(2階以上木造)、かつ1階RC造	要	-
						口	H13m又は軒高9m以下		
						ハ	延べ面積500㎡以内		
						ニ	地上部分について、令82条の2（層間変形角）に適合		
						ホ	地上部分について、2階以上の各階の剛性率が令82条の6第2号イに適合し、かつ各階の偏心率が同号口に適合		
						ヘ	1階部分部分で昭55建告1791第3第1号に定める構造計算		
						ト	2階以上で昭55建告1791第1に定める構造計算		
			に該当するもの	第5号（デッキプレート版を用いた建築物）			要	不要	
				第6号（軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物）			要	不要	
				第7号（屋根版にシステムトラスを用いた建築物）			要	不要	
				第8号（平14国交告666号に規定する骨組膜構造の建築物）			要	不要	
（上記以外） 中規模な建築物	法20条3号		木造で3階以上又は延べ面積500㎡を超え（法6条4号建築物以外）			大臣認定プログラム使用（ルート1でも）		要	-
			木造以外で2階以上又は延べ面積200㎡を超え（法6条4号建築物以外）			大臣認定プログラム使用（ルート1でも）		要	-
			石造、れんが造、CB造、無筋コンクリート造でH13m又は軒高9mを超え					要	-
小規模な建築物等(上記以外)			上記以外（法6条4号建築物）					-	-

大規模な建築物(高さが60m以下のもの)	令80条の2	第1号	木造、組積造、補強CB造、S造、SRC造、無筋コンクリート造で特殊な構造方法	HFW構造	保有水平耐力計算	要	-
				WRC構造	保有水平耐力計算		
				枠組壁工法又は木質プレハブ工法	保有水平耐力計算		
				薄板軽量形鋼造	保有水平耐力計算 限界耐力計算		
				デッキプレート	保有水平耐力計算		
				システムトラス	保有水平耐力計算		
				CFT造	保有水平耐力計算		
				RC組積造	許容応力度等計算 保有水平耐力計算		
		第2号	上記第1号以外	プレストレストコンクリート造	許容応力度等計算 保有水平耐力計算 限界耐力計算	要	-
				免震	限界耐力計算		
アルミニウム合金造	保有水平耐力計算						
膜構造	許容応力度等計算 保有水平耐力計算						
令80条の3		土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法	用いる構造計算の方法を確認し、構造計算適合性判定の要否を判断。	要	不要		
法85条		仮設建築物等に対するの制限の緩和令147条(第3章8節適用除外)		-	不要		
既存建築物に対する制限の緩和法86条の7	令137の2	下記以外		既存部分を許容応力度等計算又は保有水平耐力計算等 判定の要否は上記各項により判断	要	不要	
		令137条の2(1/2以内の増築)、令137条の14(独立部分)でExp..Jその他相互に応力を伝えない構造方法		既存部分を耐震診断・改修	-	不要	
備考	注 上の表(任意書式)のチェック欄に該当する枠内にレ点をつけなぞらえると、判定の要否により適合性判定の要否が決定します。						

〔補足〕

仮設建築物の扱い

仮設建築物については、法令上令3章8節の構造計算が要求されていないため、ルート1以外の構造計算を行っても構造計算適合性判定を要しない。

既存建築物においてexp.j増築(1/2以内)における耐震診断の扱い

昭和56年の新耐震以降の建築物への当該増築等に伴い、既存建築物の耐震診断を行う場合には、(財)日本建築防災協会の耐震診断基準等によらずに、現行法令の構造計算を用いて耐震診断を行う方法もある。この場合、ルート1以外の構造計算を用いても構造計算適合性判定を要しない。

仕様規定を除外する場合の扱い

仕様規定を除外する場合においては、令36条に基づき必要となる構造計算により構造計算適合性判定の要否を判断する。

構造計算の種類と構造計算適合性判定の要否

上表の規模等にかかわらず、保有水平耐力計算又は許容応力度等計算をする場合は、構造計算適合性判定を要する。